

「分かりやすい説明」の全体構成イメージ

1. 全体の構成

①制度の全体像の説明資料、②Q&A、③用語の解説、④参考資料、の4部構成。

2. 各資料のイメージ(1) 制度の全体像の説明資料

- 新たな制度だけでなく「長期間運転している原子炉の安全性を確保するための原子炉等規制法上の枠組みの全体像」を説明する資料とする
- 主な内容は、全体的な制度の見取り図、日常的な点検・補修とその規制委員会による確認、新制度による10年単位での劣化管理、規制基準の見直しとバックフィット、の4点
- パワーポイント10ページ程度

(2) Q&A

- 最上位の問として「60年上限がなくなっても、安全規制により十分に安全性は確認できるのか」を置き、総括的な回答をする。その回答に出てきた内容から「日常的な点検・補修編」「新制度の内容編」「劣化評価の技術的内容編」「60年以降の安全性の確認の在り方編」に分岐していく形で構成
- 1問当たりパワーポイント1～2ページ。回答は文章だけでなく、図表、数値、グラフ等も使用して作成
- 現時点で想定している問のリストは、別添のとおり（必要に応じて追加）

(3) 用語の解説

- 説明資料とQ&Aに登場する用語のうち、わかりにくいものについての解説

(4) 参考資料

- Q&Aには収めきれなかった、その内容の根拠・背景となる技術的な資料

【別添】 Q & Aの問のリスト

(1) 全体総括的な問

- 60年上限がなくなっても、安全規制により十分に安全性は確認できるのか
- 長期間の運転により生じ得る課題は何か（高経年化、劣化、設計の古さ等）
- 確認項目に不足がないかを確認する仕組み（最新知見の把握等）

(2) 日常的な点検・補修編

- （総括的な問）事業者による日常的・定期的な劣化の把握、その規制委による確認
- 膨大な部品等をすべてチェックできるのか
- 取替や補修が困難な機器はどうするのか

(3) 新制度の内容編

- （総括的な問）新たな制度は具体的にはどのようなものか
- 現行の高経年化技術評価との違い（どう厳しくなるのか）
- 30年、10年とした理由
- 長期施設管理計画の内容
- 認可の具体的な基準、審査の方法
- 劣化管理措置の義務付け、検査、措置命令、罰則
- 施行期日・経過措置
- 海外の同種の制度

(4) 劣化評価の技術的内容編

- （総括的な問）10年先を見通しての劣化の評価は、どのように行うのか
- 評価する主要6事象の選択の妥当性
- 主要6事象に共通する評価手法の一般論
- 中性子照射脆化の評価手法
- 監視試験片について
- 低サイクル疲労の評価手法
- 照射誘起型応力腐食割れの評価手法
- 2相ステンレス鋼の熱時効の評価手法
- 電気・計装設備の絶縁低下の評価手法
- コンクリート構造物の強度低下の評価手法
- 地震や津波を受けると評価以上に劣化が進むのではないか
- 主要6事象以外の個別の劣化事象の考慮の必要性

(5) 60年以降の安全性の確認の在り方編

- （総括的な問）60年を越えた原子炉の安全性の確認の在り方
- 現在の劣化評価手法の60年以降への適用可否
- 60年時点での特別点検の取扱い
- 新たに評価すべき劣化モードの有無とその取扱い
- 設計の古さに関する考慮とバックフィット
- サプライチェーンに関する考慮

<参考資料となる資料の候補>

- 個別のプラントへの経過措置の適用関係の整理
- 海外の運転期間に関わる制度や個々のプラントの状況
- 令和2年7月29日見解とその検討・議論の経緯